

- 東京学芸大学国際交流会館規程等の一部を改正する規程
- 東京学芸大学弓道場管理運営規則の一部を改正する規則
- 東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則
- 東京教師養成塾入塾志望者等の大学推薦に関する取扱要項等の一部を改正する要項
- 東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程に関する申合せの一部を改正する申合せ

改正理由

副学長の体制の変更，関係規程と整合性を図ること，教員養成高度化プロジェクトの実施及び特定の業務の担当変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

副学長の体制の変更，関係規程と整合性を図ること，教員養成高度化プロジェクトの実施及び特定の業務の担当変更に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学国際交流会館規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第13号

東京学芸大学国際交流会館規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学国際交流会館規程（平成6年規程第10号）
- (2) 東京学芸大学学寮規程（平成8年規程第2号）
- (3) 東京学芸大学国際学生宿舎規程（平成9年規程第8号）
- (4) 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）
- (5) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第5号）
- (6) 東京学芸大学職業紹介業務運営規程（平成16年規程第12号）
- (7) 東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程（平成16年規程第57号）
- (8) 東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（平成19年規程第11号）
- (9) 東京学芸大学総合学生支援機構規程（平成19年規程第30号）
- (10) 東京学芸大学全学教室主任会規程（平成20年規程第2号）
- (11) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第3号）
- (12) 東京学芸大学学生表彰規程（平成21年規程第2号）
- (13) 東京学芸大学メールマガジン発行規程（平成24年3月8日制定）
- (14) 東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程（平成28年規程第4号）

東京学芸大学弓道場管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規則第22号

東京学芸大学弓道場管理運営規則の一部を改正する規則

東京学芸大学弓道場管理運営規則（平成21年規則第31号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成30年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成30年細則第2号

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則（平成25年細則第1号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京教師養成塾入塾志望者等の大学推薦に関する取扱要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成30年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

東京教師養成塾入塾志望者等の大学推薦に関する取扱要項等の一部を
改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京教師養成塾入塾志望者等の大学推薦に関する取扱要項（平成20年4月14日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項（平成22年3月4日制定）
- (3) 東京学芸大学パッケージ型支援プロジェクト要項（平成27年3月31日制定）
- (4) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会キャリア支援部会要項（平成28年5月12日制定）

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように制定する。

平成30年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程に関する申合せの
一部を改正する申合せ

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程に関する申合せ（平成27年12月15日制定）
の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学国際交流会館規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(館長等)</p> <p>第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>2 館長は、会館の業務を掌理する。</p> <p>3 館長の業務を補助する者として副館長を置き、<u>学長が指名する副学長</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(館長等)</p> <p>第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>2 館長は、会館の業務を掌理する。</p> <p>3 館長の業務を補助する者として副館長を置き、<u>国際を所掌する副学長</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学寮規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(管理運営責任者等)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生生活</u>を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(管理運営責任者等)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生</u>を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(管理運営責任者等)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生生活</u>を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(管理運営責任者等)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生</u>を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) <u>学生生活</u>を所掌する副学長が委嘱する者 2名</p> <p>(3) 保健管理センター教員 1名</p> <p>(4) 学務部長</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項第1号から第3号までの委員のうちから<u>学生生活</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) <u>学生</u>を所掌する副学長が委嘱する者 2名</p> <p>(3) 保健管理センター教員 1名</p> <p>(4) 学務部長</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項第1号から第3号までの委員のうちから<u>学生</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから<u>学生生活</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから<u>学生</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学職業紹介業務運営規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(職業紹介業務の担当者)</p> <p>第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定めて、その業務を処理させるものとする。</p> <p>2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>キャリア支援</u>を所掌する副学長</p> <p>(2) 学生キャリア支援室職員</p> <p>(3) 就職業務を担当する職員</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(職業紹介業務の担当者)</p> <p>第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定めて、その業務を処理させるものとする。</p> <p>2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>学生</u>を所掌する副学長</p> <p>(2) 学生キャリア支援室職員</p> <p>(3) 就職業務を担当する職員</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) <u>学生生活</u>を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 大学院連合学校教育学研究科長</p> <p>(5) 学生委員会委員長</p> <p>(6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) <u>学生</u>を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 大学院連合学校教育学研究科長</p> <p>(5) 学生委員会委員長</p> <p>(6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更及び関係規程と整合性を図ることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(調査及び審議)</p> <p>第6条 [省略]</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>5 <u>学生生活</u>を所掌する副学長は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べる ことができる。</p> <p>6 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(懲戒の決定)</p> <p>第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、全学教室主任会 <u>(大学院教育学研 究科の学生の場合は大学院教育学研究科運営委員会。以下同じ。)</u> の議を経て懲 戒を決定する。</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(調査及び審議)</p> <p>第6条 [省略]</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>5 <u>学生</u>を所掌する副学長は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べるこ とができる。</p> <p>6 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(懲戒の決定)</p> <p>第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、全学教室主任会の議を経て懲戒を 決定する。</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>学生生活</u>を所掌する副学長 (2) 学系長 (3) 学生支援センター長 (4) 留学生センター長 (5) 保健管理センター所長 (6) 学生委員会委員長 (7) キャンパスライフ委員会委員長 (8) 学務部長 (9) その他学長が必要と認めた者 若干名 <p>2 〔省略〕</p> <p>(機構長等)</p> <p>第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、<u>前条第1項第1号の者</u>をもって充て、副機構長は、構成員のうちから機構長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>学生</u>を所掌する副学長 (2) 学系長 (3) 学生支援センター長 (4) 留学生センター長 (5) 保健管理センター所長 (6) 学生委員会委員長 (7) キャンパスライフ委員会委員長 (8) 学務部長 (9) その他学長が必要と認めた者 若干名 <p>2 〔省略〕</p> <p>(機構長等)</p> <p>第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、<u>学生を所掌する副学長</u>をもって充て、副機構長は、構成員のうちから機構長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学全学教室主任会規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 全学教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学士課程を所掌する副学長</p> <p>(2) <u>学生生活を所掌する副学長</u></p> <p>(3) <u>キャリア支援を所掌する副学長</u></p> <p>(4) 学系長</p> <p>(5) 教室主任</p> <p>(6) <u>特別支援教育特別専攻科主任</u> (議長等)</p> <p>第4条 全学教室主任会は、前条第1号の委員が招集し、同委員が同条<u>第4号</u>の委員のうちから議長を指名する。</p> <p>2 前条第1号の委員に事故があるときは、<u>あらかじめ当該委員が指名する委員</u>がその職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 全学教室主任会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第5号</u>及び<u>第6号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 全学教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学士課程を所掌する副学長</p> <p>(2) <u>学生</u>を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 教室主任</p> <p>(5) <u>特別支援教育特別専攻科主任</u> (議長等)</p> <p>第4条 全学教室主任会は、前条第1号の委員が招集し、同委員が同条<u>第3号</u>の委員のうちから議長を指名する。</p> <p>2 前条第1号の委員に事故があるときは、<u>同条第2号の委員</u>がその職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 全学教室主任会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第4号</u>及び<u>第5号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更及び教員養成高度化プロジェクトの実施に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2 委員会は、前項に掲げるもののほか、研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) ～(13) [省略]</p> <p>(14) <u>教員養成高度化プロジェクトの運営に関する事項</u>（東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト委員会規程（平成23年規程第9号）第3条に規定する審議・実施事項を除く。）</p> <p>(15) その他委員会が必要と認めた事項</p> <p>3 [省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 修士課程を所掌する副学長</p> <p>(2) 教職大学院を所掌する副学長</p> <p><u>(3) 学生生活を所掌する副学長</u></p> <p><u>(4) キャリア支援を所掌する副学長</u></p> <p><u>(5) 学系長</u></p> <p><u>(6) 専攻代表</u></p> <p>(議長等)</p> <p>第4条 委員会は、前条第1号の委員が招集し、同委員が<u>第5号</u>の委員のうちから議長を指名する。</p> <p>2 [省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会は、公務により出張中の者、退職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第6号</u>の委員について</p>	<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2 委員会は、前項に掲げるもののほか、研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) ～(13) [省略]</p> <p>(14) <u>新教員養成コースの運営に関する事項</u>（東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程（平成23年規程第9号）第3条に規定する審議事項を除く。）</p> <p>(15) その他委員会が必要と認めた事項</p> <p>3 [省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 修士課程を所掌する副学長</p> <p>(2) 教職大学院を所掌する副学長</p> <p><u>(3) 学系長</u></p> <p><u>(4) 専攻代表</u></p> <p>(議長等)</p> <p>第4条 委員会は、前条第1号の委員が招集し、同委員が同条<u>第3号</u>の委員のうちから議長を指名する。</p> <p>2 [省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会は、公務により出張中の者、退職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第4号</u>の委員について</p>

ては、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 〔省略〕

〔省略〕

(拡大研究科運営委員会)

第7条 〔省略〕

2 〔省略〕

3 第4条、第5条及び第6条の規定は、拡大研究科運営委員会に準用する。ただし、第5条第1項ただし書中「第3条第6号の委員」とあるのは、「第3条第6号の委員及びコース（サブコースを置くコースにあっては、サブコース）ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第2条第2項第14号の改正規定は、平成30年1月25日から適用し、同日において現に新教員養成コースに登録している学生の在学期間中に関する事項については、なお従前の例による。

ては、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 〔省略〕

〔省略〕

(拡大研究科運営委員会)

第7条 〔省略〕

2 〔省略〕

3 第4条、第5条及び第6条の規定は、拡大研究科運営委員会に準用する。ただし、第5条第1項ただし書中「第3条第4号の委員」とあるのは、「第3条第4号の委員及びコース（サブコースを置くコースにあっては、サブコース）ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。

〔省略〕

東京学芸大学学生表彰規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第3条 <u>学生生活</u>を所掌する副学長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等がある場合は、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第3条 <u>学生</u>を所掌する副学長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等がある場合は、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学メールマガジン発行規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 情報を所掌する副学長</p> <p>(2) <u>学生生活</u>を所掌する副学長</p> <p>(3) <u>キャリア支援</u>を所掌する副学長</p> <p>(4) 情報処理センター専任教員</p> <p>(5) 情報基盤課副課長</p> <p>(6) 学務課副課長</p> <p>(7) キャリア支援課副課長</p> <p>(8) 広報企画課副課長</p> <p>(9) 総務課基金事務室長</p> <p>(10) <u>その他委員長が必要と認めた者</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 情報を所掌する副学長</p> <p>(2) <u>学生</u>を所掌する副学長</p> <p>(3) 情報処理センター専任教員</p> <p>(4) 情報基盤課副課長</p> <p>(5) 学務課副課長</p> <p>(6) キャリア支援課副課長</p> <p>(7) 広報企画課副課長</p> <p>(8) 総務課基金事務室長</p> <p>(9) <u>その他委員長が必要と認めた者</u></p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第4条 <u>学生生活</u>を所掌する副学長は、前条に該当すると認められる学生について、教室主任からの推薦を受け、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第4条 <u>学生</u>を所掌する副学長は、前条に該当すると認められる学生について、教室主任からの推薦を受け、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学弓道場管理運営規則の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(管理運営責任者等)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生生活</u>を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(管理運営責任者等)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生</u>を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(学生が所属する学内学生団体への処分)</p> <p>第7条 [省略]</p> <p>2 解散処分を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>学生生活</u>を所掌する副学長及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知する。</p> <p>3 サークル活動停止処分または訓告を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>学生生活</u>を所掌する副学長及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知し教育的指導を行うとともに、顧問教員による継続的指導を命じる。</p> <p>4～6 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(学生が所属する学内学生団体への処分)</p> <p>第7条 [省略]</p> <p>2 解散処分を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>学生</u>を所掌する副学長及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知する。</p> <p>3 サークル活動停止処分または訓告を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>学生</u>を所掌する副学長及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知し教育的指導を行うとともに、顧問教員による継続的指導を命じる。</p> <p>4～6 [省略]</p> <p>[省略]</p>

東京教師養成熟入塾志望者等の大学推薦に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(推薦学生選考会)</p> <p>第3条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>4 <u>キャリア支援</u>を所掌する副学長は、必要に応じて推薦学生選考会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(推薦学生選考会)</p> <p>第3条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>4 <u>学生</u>を所掌する副学長は、必要に応じて推薦学生選考会に出席し、意見を述べる ことができる。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>3名</u></p> <p>(2) 附属学校運営部長</p> <p>(3) 教務委員会委員長</p> <p>(4) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(5) 学務部長</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>2名</u></p> <p>(2) 附属学校運営部長</p> <p>(3) 教務委員会委員長</p> <p>(4) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(5) 学務部長</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学パッケージ型支援プロジェクト要項の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更及び特定の業務の担当変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 プロジェクトは、次に掲げるメンバーで組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長が指名する副学長 (2) 附属学校運営参事 1名 (3) 児童・生徒支援連携センター長 (4) 専任教員 (5) 専門研究員 (6) <u>総務部担当課長（教育インキュベーション推進）</u> (7) その他学長が委嘱する者 若干名 <p>2～4 [省略]</p> <p>(委員会)</p> <p>第5条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プロジェクトメンバー（ただし第4条第1項第5号及び第7号に掲げる者を除く。） (2) <u>キャリア支援を所掌する副学長</u> (3) 児童・生徒への教育支援に関する教室主任 (4) キャリア支援課長 (5) その他委員長が必要と認めた者 若干名 <p>[省略]</p> <p>(委員以外の出席)</p> <p>第7条 <u>第5条第3項第3号の委員</u>については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 プロジェクトは、次に掲げるメンバーで組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長が指名する副学長 (2) 附属学校運営参事 1名 (3) 児童・生徒支援連携センター長 (4) 専任教員 (5) 専門研究員 (6) <u>プロジェクト担当課長</u> (7) その他学長が委嘱する者 若干名 <p>2～4 [省略]</p> <p>(委員会)</p> <p>第5条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プロジェクトメンバー（ただし第4条第1項第5号及び第7号に掲げる者を除く。） (2) <u>学生を所掌する副学長</u> (3) 児童・生徒への教育支援に関する教室主任 (4) キャリア支援課長 (5) その他委員長が必要と認めた者 若干名 <p>[省略]</p> <p>(委員以外の出席)</p> <p>第7条 <u>第5条第3号</u>については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p>

(庶務)

第11条 プロジェクトの庶務は、関係部局の協力を得て、総務部教育インキュベーション推進担当が処理する。

〔省略〕

附 則

この要項は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第7条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。

(庶務)

第11条 プロジェクトの庶務は、関係部局の協力を得て、総務部プロジェクト担当課が処理する。

〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会キャリア支援部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>キャリア支援</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>学生</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程に関する申合せの一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第4条 表彰候補者の推薦は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>学生生活</u>を所掌する副学長は、卒業予定者の中から規程第2条に定める選修等ごとにGPA上位者を選出し、教室主任に対して規程第3条の照会を行い、推薦を依頼するものとする。</p> <p>(2) <u>学生生活</u>を所掌する副学長は、前号により推薦された表彰候補者の選定を、学生委員会に付議する。</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この申合せは、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第4条 表彰候補者の推薦は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>学生</u>を所掌する副学長は、卒業予定者の中から規程第2条に定める選修等ごとにGPA上位者を選出し、教室主任に対して規程第3条の照会を行い、推薦を依頼するものとする。</p> <p>(2) <u>学生</u>を所掌する副学長は、前号により推薦された表彰候補者の選定を、学生委員会に付議する。</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>